

岡山朝日研究紀要 第四十五号（二〇二四年三月）抜刷

大野城心のふるさと館所蔵
竹田文庫「中世資料」の採訪

辰
田
芳
雄

大野城心のふるさと館所蔵竹田文庫「中世資料」の採訪

辰田芳雄

竹田文庫は福岡県大野城市におすまいである竹田氏の所有であったが、福岡県立図書館に委託されていた。近年、竹田氏が大野城市に寄贈され、大野城心のふるさと館の所蔵となった。これを機会に、東京大学史料編纂所がデジタル撮影をして公開することになり、私は採訪に同行して「新見文書」などの熟覧の機会を得た。竹田文庫は『竹田文庫仮目録』（竹田文庫研究会、二〇〇六年）によれば、四〇六〇点に及ぶ膨大な文書群で、九州大学図書館所蔵の文書群一二三九点や福岡県立図書館所蔵の五四二点などと本来は一体のものであった。『竹田文庫仮目録』には、「中世資料」と分類された一三五点があり、その内訳は「新見文書」（通番号三八二三～三八八三の六一点）、「その他五点」・「本願寺文書写一九点」・「加藤左馬助宛三六六点」・「朝日奈勘エ門宛一四四点」である。今回の撮影は『竹田文庫仮目録』の分類に従い、「中世資料」全部と「竹田氏系図」の一部が対象であった。これらは、近日、東京大学史料編纂所の図書室で閲覧が可能になる。

竹田文庫「新見文書」は、すでに『岡山県史 第一九卷 編年資料』（一九八八年）に「竹田家文書 福岡県大野城市 竹田準氏所蔵」として、六〇点が翻刻掲載されている。また、『新修福岡市史

資料編 中世Ⅰ』（二〇一〇年）には福岡県立図書館の文書のうち「竹田文庫資料 寄託」「新見文書」として、五二点が翻刻掲載されている。前者に比べ後者が八点少ないのは、後者が本願寺関係文書八点を「下間文書」としているからである。

「新見文書」は、東寺領備中国新見荘の代官新見貞経、あるいはその息がその支配の証拠として所持していた文書群と考えられる。これは三つに分類することができる。それは、(1)新見貞経や、貞経以前の¹⁾新見氏支配の公験あるいはその根拠となる文書、(2)新見国経が領家方代官になった明応十年（一五〇二）以後に、新見氏一族が売得した土地の売券とその関係文書、(3)新見貞経が息の「藤原大夫丸」に所有していた所領を永禄元年（一五八八）に譲与するに当たり、所領支配の支証とした文書、である。

まず、(1)について、いくつか気づいたことを挙げる。①建武三年二月二十七日左近大夫将監某奉書（資料番号二八五五）は足利尊氏を奉じる石橋和義の施行状である（すでに堀川康史氏の指摘がある）。「備前安養寺文書」建武三年四月十一日の寄進状、「越前島津家文書」建武三年三月十五日の石橋和義軍勢催促状の花押と完全に同型であるからである。新見氏が下地中分後に地頭職を保持してい

たことの公験として新見氏本家に伝来したと思われる。②貞和四年八月二日某軍勢催促状（資料番号二八五三）は年次では足利直義のものであろうが、天龍寺領備後三谷西条地頭職に関わる「山内首藤家文書」貞治四年八月三日の足利義詮御判御教書（『大日本史料』六―二七の五頁）があるので、貞治年号の写し間違いの可能性もある。③（永享十一年）閏正月二十三日足利義教御内書案（資料番号二八九六）は文正元年九月日新見賢直申状案（資料番号二八五一）の副進文書の可能性が高い。前者は後者の「去永享十一年閏正月」以下の記事の信憑性を担保している。前者の裏花押の人物を特定することが、後者の文書の存在意義を明確にできる可能性がある。④文亀元年五月三日室町幕府奉行人奉書（資料番号二八四九）は新見国経が秋庭元重に代わり東寺領新見莊代官となった支証である。守護代宛であるが、実質的に権利を主張する立場にある新見氏が所持した。この文書と対になっているが、同年同日の東寺雑掌宛の「東寺文書」五常三室町幕府奉行人奉書である。「東寺百合文書」ではなく「東寺文書」として残っていることから東寺にとっても重要な公験であったことがわかる。②について。①この分類についてはすでに吉永隆記氏の指摘²⁾があるが、売券の多くの宛所は「新見兵庫助」（資料番号二八四六など一一通）である。この人物は雅楽（多治部）氏の跡職を新見貞経から得ているので貞経の配下であるが、非常に親しい関係にある（資料番号二八八五〈花押から判断して天文十二年カ〉。「東寺百合文書」よ函一八一号、大永七年三月二十七日、新見国経書状にも孫三郎とともに登場する。②「宮田左京

進」宛の年次の早いものがあり（資料番号二八五〇・二八四八）、三職のうちの公文宮田が売得したものがのちに新見氏の手中に入った可能性が高い。金子氏が新見兵庫助に売っているものもあり（資料番号二八五九）、新見氏と三職との関係の考察の材料となる。③について。①永禄元年六月二十三日の新見貞経讓状（資料番号二八九九）によれば、新見莊地頭職・領家職の代官をはじめとする多くに所領の権利をおそらく息子であろう「藤原大夫丸」に譲与した。とりわけ新見莊領家職については、年貢上納を伴う所務の実態があることを証明するために、年貢請取の文言が入った東寺からの書状を権利保持の証書としている（資料番号二八九五、永禄元年の最勝光院方年預宝嚴院祐重書状）。なお、この祐重書状は「東寺百合文書」る函一〇一号、永禄元年最勝光院方評定引付十月二十七日条に記載されている永禄元年十一月二十八日付の年貢請取状と一緒に新見貞経に送られたものである。なお、新見貞経は讓状を出した後も永禄五年までは新見莊領家方の所務を継続しており、その年にも年貢請取状がある（『教王護国寺文書』二七三二、永禄五年十一月五日、新見莊領家方年貢請取状写⁵⁾）。②備中国村社郷小河分検田帳（資料番号二八四二）や備中国神代郷真吉名書上・未進目録（資料番号二八八二・二八八三）などの田地・年貢高などを書き上げたものは当時の所領支配の実を示す証書と考えてよい。

「新見文書」が竹田文庫に入っているのは、新見貞経の息が京都の医師竹田氏の養子になったことが理由と考えられている。これは、「竹田家系図」（資料番号二二六四）などに新見蔵人（貞経）の息子

亀福丸が竹田定玆（嵩庵）の養子となり定詮（俸齋）⁽⁶⁾と名のつたとされていることよって。系図には江戸時代になっても竹田ではなく新見を名乗る人物がいる。寛永十五年（一六三七）に島原の乱で戦死した新見太郎兵衛である。新見太郎兵衛は系図などの説明では、賤ヶ岳の戦いで活躍した七本鎧の一人加藤嘉明に勤仕していたとあり、竹田文庫には「加藤左馬助宛三六点」も含まれている。

新見氏の本姓は「藤原」である可能性は高いが、その由来は不明である。新見荘の在地に根拠とした場所があったに違いないが、その場所も不明である。今後の研究に俟つところが多い。

竹田文庫は資料番号により整理されているので、撮影された文書の特定は資料番号によることになる。そのため、『竹田文庫仮目録』の通番号・資料番号と『岡山県史 第一九卷 編年資料』・『新修福岡市史 資料編 中世Ⅰ』の文書番号の対応を示さなければ、利用する際に不便である。そこで、以下に「新見文書」についての対応表を作成して、大方の便宜をはかろうと思う。

竹田文庫のうち中世資料（新見文書）の資料番号対応表

通番号	文書名	差出所	宛所	年月日	形状	資料番号	岡山県史	福岡市史
3823	足利尊氏施行状（石橋和義奉書）	石橋和義	新見九郎貞直	建武3年2月27日		2855	1	1
3824	足利尊氏施行状（石橋和義奉書）写	石橋和義	新見九郎貞直	建武3年2月27日		2854	2	2
3825	足利直義（カ）軍勢催促状案		新見九郎貞直	貞和4年8月2日		2853	3	3
3826	紗琳讓状			康正元年8月22日		2852	5	5
3827	新見賢直申状案			文正元年9月9日		2851	6	6
3828	備中国小坂部郷年貢米方算用状			文明10年	2枚	2886・2887	7	7
3829	曹原忠職・忠家連署田地売券	曹原忠職・忠家	富田左京進	明応元年12月吉日		2850	8	8
3830	室町幕府奉行人連署奉書	飯尾清房・松田長秀	守護代	文亀元年5月3日	折紙	2849	9	9
3831	節岡口郎次郎田地等売券	節岡口郎次郎	富田左京進	文亀2年6月5日		2848	10	10
3832	友清五郎太郎等連署申状	友清五郎太郎等3人	五郎口等2人	永正15年3月10日		2847	11	11
3833	村尾与三右衛門尉等連署田地売券	村尾与三右衛門尉等5人	兵庫殿様・清水	大永3年4月5日		2846	12	12
3834	平直久・直照連署申状	平直久・直照	新見兵庫助	大永3年7月3日		2856	13	13
3835	門真六郎左衛門尉・二部四郎連署名敷売券	門真六郎左衛門尉・二部四郎	兵庫殿様・清水	大永4年4月5日		2857	14	14
3836	谷内新兵衛等連署田地売券	谷内新兵衛等3人	新見兵庫助	大永5年4月3日		2858	15	15
3837	あたち五郎左衛門等連署田地売券	あたち五郎左衛門等3人	新見兵庫助	大永7年3月16日		2860	16	16
3838	金子彦三郎・孫次郎連署田地売券	金子彦三郎・孫次郎	兵庫助	大永7年3月吉日		2859	17	17
3839	宇津草左衛門五郎等連署田地売券	宇津草左衛門五郎等4人	兵庫殿様	大永7年4月16日		2861	18	18
3840	安延後家・亀菊連署畠地売券	安延後家・亀菊	衛門三郎	大永8年正月23日		2862	19	19
3841	石垣秀景田地売券	石垣秀景	新見五郎	享祿元年12月13日		2863	20	20
3842	吉国三郎二郎等連署田地売券	吉国三郎二郎等4人	兵庫助殿様	享祿元年12月27日		2865	21	21
3843	宇津草弥五郎等連署田地売券	宇津草弥五郎等3人	兵庫助	享祿4年12月10日		2864	22	22
3844	土原直氏田地等売券	土原直氏	新見兵庫助	天文2年2月28日		2866	23	23
3845	田中与太郎田地売券	田中与太郎	たていわ次郎左衛門	天文3年2月14日		2867	24	24
3846	いそ田与五郎等連署田地売券	いそ田与五郎等3人	兵庫助	天文14年3月吉日		2868	25	25
3847	新見貞経讓状	貞経		永祿元年6月23日		2869	26	26
3848	備中国新見荘曹爾分代方算用状			永祿元年分		2870	27	27
3849	了妙田地売券	了妙	下間上野介	永祿3年10月20日	※下聞文書	2871	28	下間4
3850	山門光林請取状	山門和泉光林	新見又左衛門	永祿4年閏3月1日		2872	29	28
3851	友重宣盛田地売券	宣盛	下間上野法橋御房	永祿5年8月日	※下聞文書	2873	30	下間5
3852	下村用記田地売券	下村用記	上野殿様	永祿6年4月8日	※下聞文書	2874	32	下間6
3853	吉武正次田地売券	吉武正次	上野法橋御房	永祿6年1月11日	※下聞文書	2875	33	下間7
3854	尼子義久書状	義久	河内九郎三郎	永祿7年10月24日		2876	34	30
3855	加賀国五箇所田地注文			天正3年4月日	※下聞文書 折紙	2890	35	下間8
3856	今田春倍書状	春倍	西谷牛介	天正8年2月20日		2843-4	36	31
3857	森脇祐久書状	祐久	西谷牛介	天正8年2月20日		2843-5	37	32
3858	はりまかひやう表書状包紙			天正20年7月26日		2843-6	38	33
3859	新見貞経書状	貞経	兵庫助	(天文12年カ) 4月12日		2885	40	35
3860	久影・長二郎連署起請文	久影・長二郎	河内平内兵衛等3人	3月17日		2881	39	34
3861	足利義晴御内書并奉書包紙				包紙	2843	59	51
3862	足利義輝御内書	花押（足利義輝）	新見藏人	9月3日		2843-1	41	36
3863	伊勢貞孝副状	貞孝	新見藏人	9月13日		2843-2	42	37
3864	伊勢貞孝書状	貞孝	雅楽亀法師	11月29日		2843-3	43	38
3865	新見氏文書包紙					2844	58	52
3866	尼子義久感状包紙				包紙	2845	34	30
3867	足利尊氏判物包紙				包紙	2877	60	50
3868	伊勢貞孝書状封紙	伊勢守貞孝	神応寺		封紙	2887-2	57	49
3869	備中国新見荘西方諸役注文				折紙	2884	45	43
3870	納荘田代方注文					2880	46	40
3871	備中国新見荘等手日記					2879	47	44
3872	加賀国五箇所田地注文					2878	48	下間9
3873	加賀国五箇所田地注文					2888	49	下間10
3874	備中国神代郷真吉名注文					2882	50	45
3875	備中国神代郷進未進注文				前欠	2883	51	46
3876	小高兵衛書状				※下聞文書	2889	52	下間18
3877	末直名田畠注文					2892	53	47
3878	備中国新見荘地頭領家年貢注文				折紙	2893	54	42
3879	某手日記（紙背内蔵丞某書状）				前欠	2894	55	48
3880	嚴勝光院方年預宝蔵院祐重書状			(永祿元年) 11月28日		2895	43	38
3881	足利義教御内書案	足利義教	細川右馬助	(永享11年) 閏正月23日		2896	4	4
3882	円福寺しゅん仮名消息	円福寺しゅん	大かみ			2897・2891	56	41
3883	備中国社郷小河分帳田帳			永祿6年	冊子	2842	31	29

※「岡山県史」は『岡山県史 第一九巻 編年資料』（一九八八年）「竹田家文書」の資料番号

※※「福岡市史」は『新修福岡市史 資料編 中世Ⅰ』（二〇〇一年）福岡県立図書館文書のうち「竹田文庫資料 寄託」「新見文書」「下聞文書」の資料番号

(注)

(1) 堀川康史「南北朝期播磨における守護・国人と悪党事件」(『史学雑誌』一二二―七、二〇一三年七月号)。

(2) 田中修實・吉永隆記「備中国新見庄をめぐる「国人」―多治部氏と新見氏―」(『就実論叢』四一、二〇一二年)



よ函181

(4)



る函101

(5) 辰田芳雄『室町・戦国期備中国新見荘の研究』(日本史史料研究会、二〇一二年)

(6) 竹田俣斎は『言経卿記』慶長元年(一五九六)五月二日条を初見とし、本願寺准如の宴席に山科言経・下間仲由らともにたびたび出席している。例えば、慶長二年七月七日条では、本願寺准如が催した七夕の歌会に「竹田入道俣斎(了照)」が下間仲康・頼

玄・仲由等とともに出席している。また、慶長二年七月二十六日条では、山科言経が「瘧」による病の際に、西御方(本願寺顕尊室)が「竹田俣斎」を診療のため派遣している。「竹田文庫」に本願寺坊官の下間氏関連文書があるのは、以上のような背景があるからではないか(堀川康史氏からのご教示)。

【付記】二〇二四年一月八日・九日に福岡県大野城こころのふるさと館において東京大学史料編纂所堀川康史・木下竜馬の両氏により竹田文庫の中世資料などのデジタル撮影が実現しました。それにより、館長の赤司義彦氏をはじめ職員の方々に大変お世話になりました。記してお礼申し上げます。特に『竹田文庫仮目録』の手配や日程調整などの仲介の労を取ってくださった舟山良一氏、準備や出納などに多大な貢献をしてくださった学芸員の門井慶介氏の特段のご配慮に感謝いたします。